

令和4年度 第2回地域医療対策協議会 協議結果

日時：令和5年3月14日（火） 18:00～19:40

場所：石川県庁行政庁舎11階 1104会議室

<令和6年度 臨床研修医の募集定員配分>

○臨床研修医の募集定員配分について、事務局より協議資料1に沿って説明があった。

○各構成員より、次のような意見が述べられた。

- ・金沢医科大学は48%ほどが女性で、かつ大学の研修医として残る数が少ない。AOと指定校と子女枠と、臨床研修医を確保するようにしている。次年度の従事枠対象学生は26名となるが、従事枠で20名程度、従事枠以外で10名程度、計30名程度となり、定員枠は現状維持の36名でお願いしたい。
- ・最近、本県の臨床研修医の数が減ってきて、100名を切っているのので、定員枠いっぱいまで採用できればいいと思う。

○令和6年度臨床研修医の募集定員配分は、事務局案のとおり承認された。

<臨床研修病院の指定の取消し（藤井病院）>

○臨床研修病院の指定の取消しについて、事務局より協議資料2に沿って説明があった。

○臨床研修病院の指定の取消しについては、特に意見はなく、事務局案のとおり承認された。

<報告事項：令和5年度 金沢大学医学類特別枠・自治医科大学卒業医師の配置>

○金沢大学医学類特別枠・自治医科大学卒業医師の配置について、事務局より報告資料1に沿って説明があった。

○オブザーバーの金沢大学放射線科米田憲秀助教（次期金沢大学医学類特別枠キャリアコーディネーター）、自治医科大学学外卒後指導委員黒瀬亮太医師から、それぞれ挨拶があった。

○各構成員より、次のような意見が述べられた。

- ・来年度から特別枠の指定病院に地域医療支援病院を加えるとのことであるが、いくつかの病院を指定するなど決まっているのか。

（事務局）関係規則を改正しているところであるが、医師不足地域に所在する地域医療支援病院は県内に2病院ある。

<報告事項：令和5年度 医師確保対策事業（案）>

○医師確保対策事業（案）について、事務局より報告資料2-1に沿って説明があった。

○各構成員より、次のような意見が述べられた。

- ・特別枠の女性医師の割合はどのくらいか。

（事務局）4割が女性となっている。

○上記のほか、特に意見はなく、医師確保に関する施策を進めていくこととされた。

<報告事項：令和5年度 薬剤師確保対策事業（案）>

○薬剤師確保対策事業（案）について、事務局より報告資料2-2に沿って説明があった。

○各構成員より、次のような意見が述べられた。

- ・病院薬剤師不足も厳しい状況であり、今回の修学資金支援というのは支持したい。
- ・この事業により、喫緊の課題である能登地区の薬剤師不足を重点的に解消する方向で進めていき、プラスで全県的な病院薬剤師不足の解消につながればいいと思っている。
- ・文部科学省でも地域の医療ニーズに対応した薬学教育に関わる取組支援ということで、全国で4大学の公募を来年度予定している。金沢大学も積極的に手を挙げて参加していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

○上記の意見を参考に、薬剤師確保に関する施策を進めていくこととされた。

<報告事項：令和5年度 看護師確保対策事業（案）>

○看護師確保対策事業（案）について、事務局より報告資料2-3に沿って説明があった。

○各構成員より、次のような意見が述べられた。

- ・しばらく臨床を離れた看護職の再就業にあたり、雇用側が十分なサポート体制が組めない場合があるので、看護協会が行っている技術演習の場が広がればよい。

○上記の意見を参考に、看護師確保に関する施策を進めていくこととされた。

<報告事項：能登北部における歯科医療提供体制の今後の方針>

○能登北部における歯科医療提供体制の今後の方針について、事務局より報告資料3に沿って説明があった。

○各構成員より、次のような意見が述べられた。

- ・能登地域は歯科衛生士も不足しており、県歯科医師会でも人材確保の対策を検討している。

○事務局説明のとおり、令和5年度は、能登北部地域における歯科ニーズを把握するために、県歯科医師会の協力のもと、実態調査を実施することとされた。

<報告事項：特定行為研修の協力施設の開設依頼並びに皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程開講準備>

○特定行為研修の協力施設の開設依頼並びに皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程開講準備について、事務局より報告資料4-1及び報告資料4-2に沿って説明があった。

○引き続き、石川県立看護大学より、参考資料1に沿って説明があった。

○各構成員より、次のような意見が述べられた。

- ・これからの地域医療を考えると、病院のみならず、在宅領域においても、皮膚・排泄ケア分野の必要性が理解できた。
- ・県内では、すでに特定行為に取り組んでいる病院もあり理解・協力を得やすいのではないかと。
- ・実習はどれくらいの期間が必要なのか、病院側にわかりやすい目途を示すほうがよいのではないかと。（実習は従来の認定教育課程対応の約6週間に、特定行為研修対応の約1か月を想定）
- ・病院協会でも、研修依頼があれば全体で協議し、各病院で対応していけるのではないかと。
- ・ニーズがあるのは中小の病院である。全国では200床未満の病院も指定研修機関になっ

ており、病院の規模に関わらずやる気があれば実施可能である。

○上記の意見を参考に、特定行為研修に係る協力施設の開設依頼及び受講勧奨について、協力を得ていくこととなった。

<その他>

○各構成員より、次のような意見が述べられた。

- ・金沢大学特別枠や自治医科大学の医師をローテーションすると、雇用の連続性が保たれず、育休の際、手当が支給されないケースが考えられる。ローテーションをうまく組めば、対応できる問題かもしれないが、今後、妊娠・出産を心配せずに勤務ができるよう論点整理していきたい。
- ・特別枠に限らず、全医局が若い医師がローテーションしている。そういう仕組みができると、医局の方にも還元できたりすることも考えられると思う。